

## 経済学研究院専門研究員について（通知）

経済学研究院長

令和3年度大学院経済学研究院専門研究員の応募について、希望学生及び期間延長を希望する専門研究員は下記により申請願います。

### 記

- (1) **専門研究員**：本学院（研究科）の博士後期課程を修了し、正規の職を有しない者であつて、「北海道大学大学院経済学研究院専門研究員内規」に基づき本研究院において報酬を受けないで研究を行う者。
- (2) **研究期間**：研究期間は、博士後期課程修了後1年以内とする。  
ただし、科学研究費助成事業（科研費）を獲得している期間など特段の事情がある場合は特別に延長を認めることがある。
- (3) **申請期間**：この通知の公示日以降、**令和3年2月19日（金）**までとする。
- (4) **申請手続き**：申請にあたっては、所定の別紙様式第1号により担当教員の確認印を受領した上で申請すること。申請手続きは経済学事務部庶務担当を窓口とする。  
また、現在専門研究員で期間の延長を希望する場合は、別紙2「令和2年度研究実績報告書」も併せて提出すること。
- (5) **担当教員**：専門研究員の研究の実施に関して責任を有する本研究院の教員
- (6) **決 定**：研究院長は、申請があつたときは本研究院教授会の議を経て専門研究員を決定し、当該申請者に別紙様式第2号による研究許可通知書を交付する。
- (7) **研究費・便宜供与等**：この制度による研究院としての研究費等の金銭的供与はなされないものとする。但し、本研究院の教育研究に支障のない範囲において、研究を遂行するために必要な施設、図書等を利用することができる。
- (8) **諸規則等の遵守**：専門研究員は、北海道大学の諸規則等を遵守しなければならない。
- (9) **研究許可の取消**：専門研究員が（8）の北海道大学の諸規則等に違反し、又は専門研究員としてふさわしくない行為を行った場合は、研究院長は専門研究員としての研究の許可を取り消すことができる。

以 上